

カント『永遠平和のために』を読む  
— 『人倫の形而上学の基礎づけ』を手がかりに—

仙田 貴孝

A Study of Kant's "Zum ewigen Frieden" (Engl. 'For eternal peace'):

— with reference to Kant's *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten* —

SENDA Yoshitaka

Abstract

Problems like terrorism, the threat of the nuclear weapons, ethnic conflicts, etc., continue to threaten peace now at the beginning of the 21st century. To explore how we might achieve global peace, I examined Kant's "Zum ewigen Frieden." Moreover, because war and peace, are, of course, issues of mankind, I also decided to examine Kant's view as expressed in his *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*. According to this research, it is clear that we must establish our foundation for human studies based on the search for man's innate morality and reason. When we think about peace, if we search for a universal philosophy that transcends race, religion, and cultural differences, then we may perhaps discover the possibility for global peace.

Key words : global peace, establish our foundation for human studies, universal philosophy

キーワード : 世界平和, 人間の探求, 普遍的哲学

はじめに

21世紀初頭の現在もなお、テロ、核の脅威、民族紛争など世界には平和を脅かす問題が存在し続けている。世界平和は人類共通の願いである筈なのに、何故我々人類は戦争を繰り返し続けるのだろうか。筆者は一人の人間として、思想的にこの問題に向き合うため、カントの『永遠平和のために』を研究することにした。

戦争も平和も人間社会の諸問題は、全て人間自身が引き起こすものであり、その解決の道筋も人間の中に求める他はない。そこで、『人倫の形而上学の基礎づけ』を参考に、カントの人間観に沿って考察をおこなった。カントは永遠平和を構想するにあたり、人間に内在すべき道徳や理性など、人間性の探求(=人間学)を基礎に据えている。これは、人種、宗教、文化の相違を超越した人間という共通の基盤に立つことの重要性和、そうする

ことによって可能となる普遍的な哲学の探求の必要性を訴えている。

『永遠平和のために』の概要

カントの『永遠平和のために』はフランス革命の6年後の1795年9月に出版された。この論文の執筆動機、また、この論文が通常の論文形式と異なり、条約形式をとっていることについて、カント自身は明らかにしていない。ただし、後世の多くのカント研究者によれば、同年4月に締結されたバーゼル平和条約に対する批判的意味を含め、カント自身の平和論を主張する執筆であると考えられている。

バーゼル平和条約とは、ライン川上流沿いでドイツ及びフランスと国境を接するスイス北西部の都市バーゼルにおいて、1792年以来他のヨーロッパ諸国と戦闘状態

にあったフランスに対して、1795年4月にプロイセンがフランスと単独講和を結ぶために締結した条約である。この条約によって、プロイセンはラインラントを放棄したため、当時大小の領邦国家であったドイツは南北に分裂した。

カントは「平和条約」と「休戦条約」を峻別し、平和条約が永遠の平和を約するのに対し、休戦条約は敵対行為の延期であり、再戦への心内留保がなされていると定義している。これに基づき、バーゼル平和条約は平和条約という名の休戦条約であり、永遠平和への展望を期待できるものではないと位置づけたのである。

このバーゼル平和条約に対して、平和を一時的な休戦状態ではなく、「平和とはすべての敵意が終わること」と定義し、永遠平和達成への理論をカント自身の倫理学との関連において哲学的に構想したのが当論文である。

条約形式で書かれたこの論文の構成は、第一章（永遠平和のための六つの予備条項）、第二章（三つの確定条項）、二つの補節、付録となっておりそれぞれの条項は以下のとおりである。

第一章 この章は国家間の永遠平和へのための〔六個の〕予備条項を含む

- 一、将来の戦争の種をひそかにやどして締結された平和条約は、決して平和条約とみなされるべきではない。
- 二、独立して存続しているいかなる国家（その大小はここでは問題でない）も、相続、交換、買収、または贈与によって、ほかの国家の所有にされるべきではない。
- 三、常備軍は、時がたつとともに全廃されるべきである。
- 四、国家の対外的な紛争に関しては、いかなる国債も発行されるべきではない。
- 五、いかなる国家も他の国家の体制や統治に、暴力をもって干渉すべきではない。
- 六、いかなる国家も他国との戦争において、将来の平和に際し、相互の信頼関係を不可能にしてしまうような敵対行為をすべきではない。たとえば、暗殺者や毒殺者の雇い入れ、降伏協定の破棄、敵国内での裏切りの扇動等が、それである。

第二章 この章は、国家間における永遠平和への〔三個の〕確定条項を含む

第一確定条項 各国家における市民的体制は、共和的であるべきである。

第二確定条項 国際法は、自由な諸国家の連合の上に基礎を置くべきである。

第三確定条項 世界市民法は、普遍的な友好をうながす諸条件に制限されるべきである。

第一補節 永遠平和の保証について

第二補節 永遠平和のための秘密条項

付録 I 永遠平和を目指す視点より見た道徳と政治の不一致について

付録 II 公法の超越的概念による政治と道徳の一致について

第一章では、国家を物件としてではなく道徳的人格として扱い、永遠平和を可能にするために事前に満たされるべき具体的な政治条件を六つの予備条項として定めている。

第二章の冒頭で、カントは人間の自然状態は平和状態ではなく、戦争状態（敵対行為の勃発状態、または、敵対行為の脅威のある状態）であると規定する。つまり、敵対行為がなされないというだけでは戦争状態であり、平和状態が保証されているわけではないとして、平和状態は人間が意識的に創りだされなければならないものであるという主張に結びつける。その際カントは、第二章の三つの確定条項の根拠に関して、「すべての条項の根底に横たわる要請〔必要とされる原理〕は、相互に交流する可能性をもつすべての人間は、なんらかの市民的体制に属していなければならないということである。<sup>2)</sup>」と述べ、「国家市民法による体制」、「国家間の国際法による体制」、「世界市民法による体制」を永遠平和の理念を達成していくための必然的な三つの分類として定め、永遠平和のための三つの確定条項を提示する。そして、それぞれの法を根本とすることによってのみ、人間の自然状態である戦争状態から平和状態への転換が可能であると主張する。

以上の内容から、一般的に、『永遠平和のために』はカントが国家間の平和の問題を哲学的に考察した政治哲学、政治理論と評されている。ところが、カントは「道徳的政治家」と「政治的道徳家」を対比して、道徳と政治のあり方に言及した付録において、政治的道徳家を批判して次のように述べている点に注目する必要がある。

「人間とは何か、またどのように人間形成がなされるかも知らずに（これを知るためには、人間学的考察のより高次の立場が要求される）、これらの自分本位の知識をもって、理性の命じる国法や国際法の問題に取りかかろうとする場合がある。<sup>3)</sup>」

ここには、カントが単に政治哲学、政治理論として永遠平和を構想したのではなく、人間性そのものの探求を

根本に据えていること、また、その探求の道筋の正当性に対する自負を垣間見ることができる。

そこで、『永遠平和のために』を国主、政治家といった特定の人々の問題としてではなく、筆者自身も含め、現代に生きる我々一人ひとりに対するカントからのメッセージとして読んでみたい。

## 『永遠平和のために』を読む

### 1. 「第一章 この章は国家間の永遠平和へのための〔六個の〕予備条項を含む」

- 1) 「第一予備条項：将来の戦争の種をひそかにやどして締結された平和条約は、決して平和条約とみなされるべきではない。」

カントは「平和とはすべての敵意が終わること」と定義し、一時的な休戦状態を確保するために締結される平和条約は、敵対行為の延期であり真の平和条約ではない、また、その際、統治者や政治家の中に心内留保（後に再戦の好機を伺うという下心での留保）が存在するならば、それこそ品位を汚す行為であると断じている。さらに、統治者や政治家が国家政略すなわち「国家の怜悯」という啓蒙概念に基づいているならば品位を汚すということさえ理解しないであろうと述べている。これは本論の付録で取り上げられる「道徳的政治家」と「政治的道徳家」、すなわち、政治と道徳の関係性の上から詳しく述べられているので、そこで論及することとする。

- 2) 「第二予備条項：独立して存続しているいかなる国家（その大小はここでは問題でない）も、相続、交換、買収、または贈与によって、ほかの国家の所有にされるべきではない。」

この予備条項において、カントは「国家」を「人格」として扱い、いかなる方法によっても国家が他の国家に所有されるべきではないとして、次のように述べている。「国家は人間の社会なのであり……他の国家に接合することは、道徳的人格としての国家の存在を破棄することであり、道徳的人格を人格ではなく物件にしてしまうことを意味する。だからこうした併合は、民族に関するあらゆる法の基礎となる根源的契約という理念に矛盾するのである。<sup>4)</sup>

ここで、カントにおける「人格」の定義と、国家を人格とみなす根拠を『人倫の形而上学の基礎づけ』を参考に考察してみたい。

#### a. 人格

『人倫の形而上学の基礎づけ』の中で、カントは、「存在者は、理性をもたない存在者であるなら、手段として相対的な価値をもつにすぎず、それで物件と呼ばれる。それとは逆に、理性的存在者は人格と命名される。<sup>5)</sup>」と述べている。

ここでカントがいう理性的存在者とはいかなるものか。カントは、人間の意志は「熟練の規則」、「賢さの忠告」、「人倫性の命令（法則）」の三つの原理のいずれかに従うという区分を立て、「熟練の規則」および「賢さの忠告」は、行為そのものとは別に存在する欲求対象を獲得するための手段としての可能的な行為を実践的に必然的であるとして提示するものであり、主観的、偶然的な条件のもとでのみ妥当するにすぎないとする。そしてこれを、「～しようと思えば、～すべし」という仮言的命法と規定する。

また、カントは、人間はその本性上この仮言的命法に服従する傾向性をもつゆえに、人間を本能的な感性的存在者であると捉え、人間の意志はそれ自体としては理性と完全に一致しないものであると考えた。そこで、このような人間が理性的存在者となるための要件として、仮言的命法に対して、「端的に～すべし」という定言的命法を明らかにする。

そして、上記三つの原理の中で、「人倫性の命令（法則）」、すなわち道徳的法則だけが「無条件的な、しかも客体的な、したがって普遍的に妥当する必然性の概念を伴っている<sup>6)</sup>」、「傾向性に逆らっても服従しなければならない法則<sup>7)</sup>」であると位置づけている。ここからカントは『人倫の形而上学の基礎づけ』における第一の定言的命法、すなわち、「信条が普遍的法則となることを、当の信条を通じて自分が同時に意欲できるような信条に従ってのみ、行為しなさい<sup>8)</sup>」を導き出す。ここでカントは、行為の根拠を、種々の条件に従って規定する実践的規則であり、主観的にのみ妥当する原理である信条<sup>9)</sup>と、すべての理性的存在者に例外なく妥当する普遍的な客観的原理である道徳的法則に区別した上で、その相互関連によってわれわれの行為の意志を具体的に規定している。

次に、この第一の定言的命法を基に具体的な義務の命法を展開する。これが第二の定言的命法「自分の人格のうちにも他の誰もの人格のうちにもある人間性を、自分がいつでも同時に目的として必要とし、決してただ手段としてだけ必要としないように、行為しなさい<sup>9)</sup>」である。カントによれば、これは、「人間は、ましてや理性的存在者は誰であろうと、それ自身が目的自体として実

存する<sup>10)</sup>」という原理を根拠とした実践的命法であり、この命法に従うことによって、人間は他者との理性的な関係を築き、他者とともに自分自身も理性的存在者となっていくことができる、すなわち、もともと完成された人格として自他の人間性を使用するのではなく、この第二の定言的命法に従う道徳的法則に基づいた行為によって、素質としての人格を開花し現実化することができるとするのである。

#### b. 国家

カントは、『人倫の形而上学の基礎づけ』において、「私は国ということ、さまざまな理性的存在者が、共同的法則を通じて体系的に結合していること、を理解している<sup>11)</sup>」と述べている。ここでの共通的法則とは、前述の第二の定言的命法、「自分の人格のうちにも他の誰もの人格のうちにもある人間性を、自分がいつでも同時に目的として必要とし、決してただ手段としてだけ必要としないように、行為しなさい」を指している。そしてこの法則に従うならば、自己と他者を互いに目的として尊重するという理性的存在者相互の関係が生まれ、それぞれの理性的存在者の個人的差異や個人的目的などを超越して、体系的な結合がなされて一つの「国」が成立するという考え方である。言い換えれば、カントにとって国とは道徳的人格と道徳的人格によって構成された道徳的共同体なのである。

以上のように、カントは、国家を道徳的人格の共同体として想定し、国家そのものも道徳的人格として扱っている。したがって、第二の定言的命法により、国家も目的として取り扱われるべきであり、決して手段として取り扱われるべきではないことになる。そこから、この条項、すなわち、所有権の移動の禁止を引き出しているのである。

3)「第三予備条項：常備軍は、時がたつとともに全廃されるべきである。」

「平和とはすべての敵意が終わること」と定義しているカントは、ここで、常に戦争の準備態勢を整え、絶えず他の国々に戦争の脅威を与え、国家間の野心を刺激して軍備拡張を促す常備軍の全廃を唱える。しかし、この条項の根本的根拠もまた、前述の第二の定言的命法に由来している。それは次のように述べていることから明らかである。

殺すため、あるいは殺されたりするために兵隊に雇われることは、人間を単なる機械や道具として

ほかのもの（つまり国家）の手で使用することを含んでいると思われる。このような使用は、おそらくわれわれ自身の人格における人間性の権利と一致することができない。<sup>12)</sup>

4)「第五予備条項：いかなる国家も他の国家の体制や統治に、暴力をもって干渉すべきではない。」

カントはこの条項の最も重要な根拠として、「干渉自体が事実上の騒乱といえるのであり、またあらゆる国家の自律をあやふやにするものといえよう<sup>13)</sup>」と述べている。すなわち、国家を人格として扱った上で、国家の「自律」を最も尊重すべきであると考えているのである。

さて、カントにおける「自律」とはいかなるものなのか。ここで再び『人倫の形而上学の基礎づけ』を参考に考察してみたい。

#### c. 自律（自己立法）

カントは、前述の第一および第二の定言的命法から、さらに、第三の定言的命法を引き出していく。実践的法則を立法する根拠は、第一の定言的命法に従えば、「客体的には規則と普遍性の形相とに存して<sup>14)</sup>」いることになり、第二の定言的命法に従えば、「主体的には目的に存しているのである。ところが、すべての目的の主体は、それ自身が目的自体であるところの、おのおのの理性的存在者である<sup>15)</sup>」となる。この二つの根拠、すなわち、個人の意志と普遍的実践理性とを一致させる条件として、「おのおのの理性的存在者の意志は普遍的に法則を立法する意志であるという理念<sup>16)</sup>」を導き出すのである。そしてカントは、この原理に従えば、意志自らが行う普遍的立法と両立しない意志の信条は否定されるとして、意志は訳もなく法則に服従するのではなく、意志は自らに法則を課す普遍的立法者として法則を制定し、法則に服従すると結論づける。これを命法の形で表し、「何でも自分の意志の信条に基づいてしなさい、ただしその時に自分の意志は、自分自身を普遍的に法則を立法するものとして対象化できるような意志でなければならない<sup>17)</sup>」という第三の定言的命法を定める。

カントにおいては、この自己立法こそが自律であり、また、自律の原理は、「意欲の選択の諸信条が当の意欲のうちと同時に普遍的法則として一緒に含まれているという仕方では、選択しないこと。<sup>18)</sup>」となる。そしてカント自身、この自律の原理を道徳の唯一最上の原理であると断言している。

以上のことから、国家を人格と捉えていたカントにとっては、国家においても、その自律は最も尊重されるべきも

のとなる。すなわち、この条項において、国家の自律を損なうことに繋がる他国の干渉を禁止したのである。

## 2. 「第二章 この章は、国家間における永遠平和への〔三個の〕確定条項を含む」

カントによれば、人間の自然状態は平和状態ではなく、むしろ戦争状態である。したがって、平和状態は人間が意識的に努力して創りだしていかなければならない。

カントは、一般的に人と人は、両者が市民的、すなわち、実際に制定された法律が存在する状態に属するとき、両者を統治する公権力によって互いの安全の保証が与えられると考える。そして、平和状態の保証のために、「相互に交流する可能性をもつすべての人間は、なんらかの市民的体制に属していなければならない<sup>19)</sup>」という原理を据える。その上で、この章において次の三段階の法的体制を提示している。

- (一) ある民族に属する人々の国家市民法による体制
- (二) 相互の関係にある諸国家の国際法による体制
- (三) 人々および諸国家が、外的に相互に交流する関係にあって、一つの普遍的な人類国家の市民とみなされることが可能な場合、そのかぎりにおいての世界市民法による体制

ここで、第二章において、カントがこれら三つの法的体制の分類に基づいて提示した三個の確定条項を読んでいく。

- 1) 「第一確定条項：各国家における市民的体制は、共和的であるべきである。」

この条項で、カントは市民的組織の根源的な基盤となる体制を共和的体制であるとし、この体制が永遠平和を可能にする体制であるかどうかには言及する。

共和的体制について、カントは、「第一に社会の成員の（人間としての）自由の諸原理、第二にすべての成員の（臣民としての）唯一で共同の立法への従属の諸原理、第三にすべての成員の（国家市民としての）平等の法則、これら三つに基づいて設立された体制が共和的体制である。<sup>20)</sup>」と述べている。また、カントは、自由、平等といった権利は「生得的で、人間に必然的に属し、譲渡することができない<sup>21)</sup>」権利としてその絶対的価値を認めている。

そこで、カントにおける「自由」及び「平等」について考察してみたい。

### a. 自由

ここでの自由について、カントは法的自由であるゆ

えに外的自由とすることができるとした上で、「外的自由とは、私がそれに対し同意を与えることができた外的法則のみに従い、それ以外のいかなる外的法則にも従わない、という権限である<sup>22)</sup>」と説明している。

また、『人倫の形而上学の基礎づけ』において、自律の原理を道徳の唯一最上の原理であるとしたカントは、さらに次のように述べている。「自由な意志と人倫的法則の下にある意志とは同じなのである<sup>23)</sup>」、この根拠として、「意志はすべての行為において、自分自身が一個の法則である<sup>24)</sup>」という命題を示し、この命題が、自分自身を同時に普遍的法則として対象となしうるような信条に従ってのみ行為し、それ以外の信条には従わないという原理を表現したものであると述べている。カントによれば、理性的存在者は普遍的法則に従う自律（自己立法）によってのみ行為するのであって、それ以外の信条、すなわち外部からこの理性的存在者を規定するものには従わないという意志の自由を有するということである。したがって、自由意志と道徳的法則に従う意志（自律的意志）とは同一のものとなる。

つまり、カントにおける自由とは、他人に対して不当な行為さえしなければ、何をしてもよいという意味での自由ではなく、権利としての自律の自由であり、自己規律の自由である。したがって、自由は、自律と同様に唯一最高の原理となる。

### b. 平等

カントは、「国家における外的（法的）平等とは、人が他人を法的に束縛することができる場合、彼は同時に、自分も逆に同じ仕方で束縛されうるという法則の下に於かれる、といった国家市民相互の関係である。<sup>25)</sup>」と述べている。すなわち、ここでカントが使っている平等の意味は、あくまでも法的な平等である。

カントによれば、以上のような自由及び平等などの諸権利に基づいて設立された共和的体制のもとでは、臣民は諸権利を有する国家市民としての資格を有する。したがって、共和的体制の国家が戦争をすべきかどうかを決定するためには、当然国家市民の賛同が必要となり、その場合、国家市民は、自分自身の上にもふりかかる戦争のあらゆる災難を引き受ける覚悟をした上でなければ賛同することはできないので、戦争を始めることに対して極めて慎重にならざるを得ない。

このように、共和的体制のもとでは、国家市民の賛同を得ることが必要となるため、戦争に対する抑止力となるという意味で、カントは、共和的体制が永遠平和への展望をもつ体制であると考えたのである。

2)「第二確定条項：国際法は、自由な諸国家の連合の上に基礎を置くべきである。」

第二予備条項において既に記述したように、カントは、ここでも国家を人格と捉えることを基礎としている。また、人間の自然状態は平和状態ではなく、むしろ戦争状態であるというカントの定義に従えば、人格としての国家間の自然状態もまた、平和状態ではなく戦争状態となる。したがって国家間の平和状態もまた、意識的に創り出していかなければならない。

この条項において、カントは、国家間の平和状態を樹立し、保証するために諸民族相互の間の契約が必要であるとし、その体制として平和連盟を提唱して、以下のよう

に説明している。

この連盟は平和条約とは別のものである。両者の区別は、平和条約が単に一つの戦争の終結を目指すのに対して、平和連盟はすべての戦争が永遠に終結するのを目指す点にあるといえよう。この連盟は、なんらかの国家権力の獲得を目的とするのではなくて、単に、ある国家自体の、そして同時にそれと連盟した他の諸国家の、自由の維持と保証を目指すものなのである。<sup>26)</sup>

ここで、カントが平和連盟の根本目的を国家の自由の維持と保証としていることに注目したい。これは第一確定条項における人間における自由を保障する制度として共和的体制と対をなしている。つまり、国家を人格とみなすとき、国家にとっても権利としての自律の自由が絶対的な価値をもつことになるということである。

3)「第三確定条項：世界市民法は、普遍的な友好をうながす諸条件に制限されるべきである。」

カントは、ここでの友好を博愛によるものとしてではなく、権利として捉え、「外国人が他国の土地に足を踏み入れたというだけの理由で、その国の人間から敵としての扱いを受けない権利<sup>27)</sup>」であると定義している。さらに、この権利は「訪問の権利」であり、「この権利は、地球表面の共同所有権に基づいて互いに友好を結び合うよう、すべての人間にそなわる権利である。つまり地球の表面は球面で、人間は無限に分散して拡がることはできず、結局は並存することを互いに忍び合わねばならないのであるが、しかし根源的には誰ひとりとして地上のある場所にいることについて、他人よりも多くの権利をもつものではないからである。<sup>28)</sup>」と説明している。そして、友好の権利すなわち訪問の権利が保障されるなら

ば、諸国は相互に交流することによって次第に平和な関係を結ぶことができ、そこから公な法的な体制としての世界市民的体制に近づいていくことが可能となると述べている。また、このような世界市民法の理念は、「永遠平和に対し、国法や国際法の法典にまだ書かれていないことを補足するものとして必要なのである<sup>29)</sup>」と、その必要性に言及する。

すなわち、カントによれば、国家市民としての法的体制、国家間の法的体制を尊重した上で、人類全体に普遍的に妥当する共通の価値観としての世界市民法が必要となるのであり、この三つ体制が整うことによって、初めてわれわれは永遠平和に向かっていると確信することができるのである。

3. 「付録 I 永遠平和を目指す視点より見た道徳と政治の不一致について」

カントは、道徳的政治家と政治的道徳家を対比させて、政治が基本とすべき原理を明らかにしていく。

カントによれば、道徳的政治家は、「国家攻略<sup>(2)</sup>の諸原理を道徳と両立しうるように取り扱う政治家<sup>30)</sup>」であり、政治的な道徳家とは、「道徳を政治家の利益に都合のいいようにひねりだす道徳家<sup>31)</sup>」である。

カントはここで、目的から出発する実質的原理が、設定された目的の実現を前提としてのみ強制力をもつものであるのに対して、『人倫の形而上学の基礎づけ』の第一の定言的命法、「信条が普遍的法則となることを、当の信条を通じて自分が同時に意欲できるような信条に従ってのみ、行為しなさい」という外的行為の信条の形式的原理は、法の原理として絶対的な必然性をもつのであるから、後者（定言的命法の原理）を原理としなければならないと結論づけている。したがって、道徳的政治家と政治的道徳家を簡単にまとめると次のようになる。

- ・道徳的政治家—人倫性の命令（法則）—定言的命法—無条件に妥当する
- ・政治的道徳家—熟練の規則、賢さの忠告—仮言的命法—目的を前提としてのみ妥当する

ここにおいて、前述の第一の定言的命法を原理として、カントは「まず第一に純粹実践理性の国とその正義を追求せよ。そうすれば汝の目的（永遠平和という善行）はおのずから汝のものとなろう<sup>32)</sup>」という命題を提出する。さらに、「純粹実践理性の国とその正義を追求せよ」を次のように表現する。

政治的格率は、格率に従うことから期待される各国家の善行と幸福から、それゆえ各国家が対象と

する目的を、国家政策の最高の（しかし経験的な）原理とみなして、そこから（つまり目的を意欲することから）出発してはならない。そうではなくて、法義務の純粹概念から（その原理がアプリアリ<sup>(3)</sup>に純粹理性<sup>(4)</sup>によって与えられるところの當為から）、たとえどのような物理的の結果が生じるにしても、そこから出発しなければならない<sup>33)</sup>

つまり、カントは国家政策の基盤を経験的な国策や国家の利益に置くのではなく、人類共通の普遍的な理念に置くことによってのみ、永遠平和の可能性が見出せることと結論づけるのである。

### まとめ

カントの平和論は、「信条が普遍的法則となることを、当の信条を通じて自分が同時に意欲できるような信条に従つてのみ、行為しなさい」という定言的命法に端的に表れているように、「自律の原理」に基づいて構想されている。

ところで、平田俊博氏は『人倫の形而上学の基礎づけ』の要旨を、「あらゆる理性的存在者に通底するはずの純粹理性に立脚して、道徳性の根本原理が純粹実践的理性<sup>(6)</sup>の自己立法であることを確定したことである。<sup>34)</sup>」とまとめている。

ここで、「通底する」ではなく「通底するはず」の純粹理性との部分が問題となる。

もし、この純粹理性が存在しないとすれば、カントの哲学は根底から崩れ、平和論も机上の空論になってしまうからである。カント自身も、当論文において、このことに言及している。

もしわれわれが純粹な法の諸原理が客観的實在性を有し、それらが実現されうることを仮定しない場合、われわれはこのような絶望的な帰結（戦争による破滅）に必ず追いやられるであろう。だから、これらの法の諸原理に従って、国家における国民の側からも、またさらに互いに競い合う諸国家の側からも、行為がなされなければならない<sup>35)</sup>

カントの言うように、個人や国家が普遍的な道徳的法則ではなく、それぞれの信条にのみ従うならば、共通の絶対的価値を共有することはできない。したがって、争いや戦争は果てしなく続き、永久に永遠平和を築くことはできないであろう。その意味では、カントが普遍的道徳法則として純粹理性を据えて、哲学を構想したことは、

やはり道理に合っているとすることができる。

次に、上記引用部分で「国民の側からも」、「諸国家の側からも」とカントが述べている点に注目したい。

『永遠平和のために』は、その予備条項および確定条項が国家もしくは国家元首への条項として書かれており、その内容も政治家を扱うものが多いため、一般的には政治哲学あるいは政治理論と呼ばれる。ところが、カント自身は、本論の冒頭でこの論文が、「人間一般にあてはまるのか、……国家元首たちにあてはまるのか、……哲学者たちにもあてはまるのか、それはさしあたり問わないでおこう<sup>36)</sup>」と述べており、その読者を限定していないのである。

しかし、「永遠平和」は国家元首や哲学者などの特定の人間によってのみ創造できるものではなく、社会的立場などのあらゆる差異を超えて、すべての人々によって創り上げていくべきものであろう。言い換えれば、現に生きている我々一人ひとりにとっての最も重要なテーマなのである。

カントは、呼び掛ける。

徳の真の勇氣は（「禍に屈するな、かえっていっそうの勇氣をもって禍に立ち向かえ」という原則により）、現在の場合、この際引き継がなければならない災厄と犠牲とに対して、確固とした覚悟をもって対することにあるのではなく、われわれ自身のうちにひそむはるかに危険な悪の原理、すなわち、虚偽で、背信的で、その上詭弁的な、人間性の弱点をあらゆる違反の正当化のために悪用しようとする悪の原理を正視し、その奸計に打ちかつことにあるというべきであろう。<sup>37)</sup>

このようにカントは、人間の中に一方で普遍的道徳法則である純粹理性（善と呼べる）の存在を認め、もう一方で虚偽、背信的、詭弁的などの人間性の弱点や格率に従いやすい傾向性など（悪と呼べる）の存在も認めている。その上で、ここで引用したように、人間自身がその悪の傾向性を、純粹理性の自己立法によって超克すべきであると訴えるのである。

つまり、国家と言っても、それを構成するものは一人ひとりの人間である以上、本論でカントが示した様々な条項の達成も、結局、人間自身の善なる変革を抜きにしては成し得ない。しかし、このことは同時に、人間の善なる変革の可能性と、それに基づく永遠平和実現の可能性を示しており、我々を勇気づけるのである。

『永遠平和のために』は、そのために人類が共有する

ことができる普遍的な哲学の必要性を示し、われわれ一人ひとりに、より高次の、すなわち永遠平和への使命感に立った生き方を勧告している。

### 註

- (1)信条：格率とも訳される。カント哲学で、行為の普遍的な道徳法則に対して、主観的にのみ妥当する実践的原則（規則）。
- (2)第一予備条項においてカントは、「国家政略」を「国家の怜悯」という意味で使用しているのに対し、ここでは「国家政策（国家の知恵）」という意味となる。
- (3)アプリアリ：カント以降の近代認識論では、経験に依存せず、それに先立っていること。
- (4)純粋理性：カント哲学で、最広義には、経験から独立した先天的認識能力および先天的意思能力、広義には、経験を可能ならしめる先天的認識能力。
- (5)純粋実践的理性：（実践理性）カント哲学で、自律性をもち、経験的動機に依存せず、先天的な道徳法則によって意志を規定する理性。

### 引用文献

- 1) カント（遠山義孝訳）：永遠平和のために。カント全集14, 第1刷, 岩波書店, 東京, p.252, 2000
- 2) 同上書, p.261
- 3) 同上書, p.296
- 4) 同上書, p.253
- 5) カント（平田俊博訳）：人倫の形而上学の基礎づけ。カント全集7, 第1刷, 岩波書店, 東京, p.64, 2000
- 6) 同上書, p.47
- 7) 同上書, p.47
- 8) 同上書, p.53
- 9) 同上書, p.65
- 10) 同上書, p.64
- 11) 同上書, p.71
- 12) カント（遠山義孝訳）：永遠平和のために。カント全集14, 第1刷, 岩波書店, 東京, p.254, 2000
- 13) 同上書, p.257

- 14) 同上書, p.68
- 15) 同上書, p.68
- 16) 同上書, p.69
- 17) 同上書, p.70
- 18) 同上書, p.82
- 19) カント（遠山義孝訳）：永遠平和のために。カント全集14, 第1刷, 岩波書店, 東京, p.261, 2000
- 20) 同上書, p.262
- 21) 同上書, p.263
- 22) 同上書, p.263
- 23) カント（平田俊博訳）：人倫の形而上学の基礎づけ。カント全集7, 第1刷, 岩波書店, 東京, p.91, 2000
- 24) 同上書, p.91
- 25) カント（遠山義孝訳）：永遠平和のために。カント全集14, 第1刷, 岩波書店, 東京, p.263, 2000
- 26) 同上書, p.271
- 27) 同上書, p.274
- 28) 同上書, p.274
- 29) 同上書, p.277
- 30) 同上書, p.294
- 31) 同上書, p.294
- 32) 同上書, p.302
- 33) 同上書, p.304
- 34) カント（平田俊博訳）：人倫の形而上学の基礎づけ。カント全集7, 第1刷, 岩波書店, 東京, p.431, 2000
- 35) 同上書, p.306
- 36) 同上書, p.251
- 37) 同上書, p.304

### 参考文献

- 1) カント（宇都宮芳明訳）：永遠平和のために。第33刷, 岩波書店, 東京, 2003
- 2) カント（篠田英雄訳）：道徳形而上学原論。第4刷, 岩波書店, 東京, 1963
- 3) 三渡幸雄：カント歴史哲学の研究。第1刷, 日本学術振興会, 東京1967
- 4) 田路慧、定兼範明、中島聰、栗栖照雄、大森彰人：人生観の哲学。第5刷, 西日本法規出版, 岡山, 1998